

## (議事概要)

件名 令和5年度第3回草津市人権擁護審議会  
日時 令和5年9月19日(火)午後1時30分～午後3時00分  
場所 草津市役所2階特大会議室(ステージ側)  
出席委員 19名(欠席5名)  
事務局 8名  
傍聴 なし

---

### 1. 開会

### 2. 議題

#### ・答申(案)、要綱(例)について

資料1、2について事務局から説明後、会長から答申(案)、要綱(例)の各項目を順に読み上げ、出席の委員全員で確認したもの。

#### 【以下審議内容】

会長 事務局から説明があったが、意見、質問があれば発言してください。

委員 要綱は言葉が難しくわかりにくいので、誰もが簡単に理解できるようにフロー図なども使用して示していただきたい。

会長 まず答申(案)と要綱(例)について、内容を皆様で確認していく。まず答申(案)について、パートナーシップ宣誓制度については導入に向けて取り組むという結論について意見はないか。

委員 「当事者の話からも理解できるものである」(【資料1】1の5行目)とあるが、どこで聞いた話を示したものか。

事務局 第1回審議会の後に実施した当事者による講演会を示したものである。

委員 草津市としても、25件ほど当事者から意見があったのではないか。

事務局 市に対しても、メール等で問い合わせをいただいている。

委員 講演会や市が受けつけた意見を含めてと理解している。

委員 「③制度施行後、社会情勢の変化を注視し、適時・適切に制度の見直しを行うこと」(【資料1】附帯意見(4)の③)とあるが、抽象的すぎるので、3年から5年の期限を定めて見直しをすとしたほうが良いのではないかと考える。

事務局 性的マイノリティに関わる社会情勢は、常に変化しているため、時期を定めることが難しく、適時・適切と書かせていただいた。

委員 時期は定めずとも、必ず見直すことをお願いしたい。

事務局 要綱は条例よりも変化に対応しやすい。見直しについては、必要に応じて継続的にしていきたいと考えている。

会長 表現については、再度検討していただくということによいか。  
 委員 制度についての見直しが必要になったときや、想定外の課題が現れたときにどう  
 対応するのかを示すともう少しはつきりするのではないか。  
 事務局 見直しについては、市で対応する方法や審議会で審議し、対応する方法等、様々な  
 方法がある。変化に対応しやすい要綱の利点を生かすのであれば、市で対応する方  
 法もあると考える。  
 会長 事務局としては、内容によって、より適切な方法で対応していきたいと現時点で考  
 えている。答申には具体的な対応方法の内容までは示さない。  
 委員 「③制度施行後、社会情勢の変化を注視し、適時・適切に制度の見直しを行うこと」  
 については、(4)内の最後である6番目に記載すべきではないかと考える。  
 事務局 修正を検討する。  
 会長 「(3) 運転免許証 (【資料2】第5条)」について、運転免許証を返還した際にも  
 らえる証明書は、本人確認書類としては使用できないということによいか。  
 事務局 顔写真付きの証明書は「第5条(4)前3号に掲げるもののほか、官公署が発行し  
 た本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当  
 と認めるもの」または「(5)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と定める  
 書類」に該当する可能性がある。詳細は確認する。  
 会長 ある程度柔軟に対応できるという理解によいか。「第11条(受領証等の無効)」は、  
 宣誓当初からではなく、起こった時から適用されるという理解によいか。制裁的な  
 意味合いがあるのか。  
 事務局 よい。また、第11条第3項「市長は、必要があると認めたときは、無効を決定し  
 た草津市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。」に  
 ついては、制裁的なものではなく、民間事業所が受領証が有効か無効かを判断する  
 ために公表するという趣旨である。  
 委員 不正に取得して悪用されることを防止するために、紛失した受領証の番号も公表  
 したほうが良いのではないか。  
 事務局 検討する。  
 会長 「第12条(協定による手続)」について、連携協定を利用せず、草津市で新たに  
 申請するか連携協定を利用するかは当事者が選択することができるのか。  
 事務局 どちらでも対応は可能。  
 委員 第2条(定義)における「性自認」、「性的指向」について、意味の説明を注釈でつ  
 けたほうが良いのではないか。第3条(1)において、成年の定義を民法第4条に  
 定めると明確に示していることは良いと思う。「(2)双方または一方が市内に住所  
 を有している(宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含  
 む。)こと。」について、なぜ3か月なのか。「第3条(5)双方が近親者(直系血  
 族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)の関係にないこと。」については、  
 手引きで構わないので図で示してほしい。  
 事務局 3か月については、住民基本台帳による届け出の方法で、草津は、転入の1か月前  
 から受け付けている。これは市町村によって期間が異なり、広く対象にするため、

委員 3か月とした。注釈をつけることについては、手引きで説明することを検討したい。答申（案）と要綱（例）で草津市人権擁護に関する条例の示し方を統一したほうが良いのではないか。「すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまち」は何から引用しているのか。

事務局 「すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまち」は、条例の理念から文言を引用したものである。書き方は違うが、同じものを示している。

委員 要綱（案）と答申（例）内の「二人」の書き方が漢字と数字で違う。統一したほうが良い。

事務局 統一する。

会長 本日の意見を踏まえて、次回の審議会で確定とする。

### ・手引きについて

#### 【以下審議内容】

会長 民間サービス(手引き 8 ページの A 7)については、企業によって対応が異なるが、多くの自治体がこのように例示しているのか。

事務局 示している自治体は多くある。より具体的に書いている自治体もある。

会長 申請書等の言語は何か国語用意できるのか。

事務局 検討中であるが、ホームページの変換機能としては、8 か国語に対応している。

委員 手引きの作成日をどこかに示したほうが良い。

事務局 記載することを検討する。

会長 その他なければ本日の審議会は終了する。

事務局 次回の審議会は、11月10日の13時30分から予定しており、改めて案内する。4回目の審議会までに、庁内での協議等の中で新たな意見等があれば、次回紹介する。